

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	幅広い年齢層の人が住み、たびたび訪れたいと憧れる街なか暮らし（暮らし維新）ができる中心市街地づくりを目指し、実感できる基盤の充実と回遊性の向上を目標とすることを記載している。 【1. [6]中心市街地活性化に関する基本的な方針】及び【3. [1]中心市街地の活性化の目標】参照
	認定の手續	本基本計画の内容は、中心市街地の関係者が参画した「第二期高知市中心市街地活性化基本計画策定検討委員会」で検討し、「高知市中心市街地活性化協議会」の意見を頂いていることを記載している。 【9. [2]中心市街地活性化協議会に関する事項】及び【9. [3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進】参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしていることを記載している。【2. [3]中心市街地の要件に適合していることの説明】参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会との関係、中心市街地活性化関係主体等による勉強会と連携し、計画づくりに取り組んでいることを記載している。 【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項】参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	中心市街地の位置する都心ゾーンで、中心核としてさまざまな機能を充実させるとともに、準工業地域における大規模集客施設の立地制限に取り組んでいることを記載している。 【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項】参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	高知広域都市計画区域マスタープラン、高知県景観ガイドライン、高知市総合計画、高知市都市計画マスタープランなどと整合を図った計画であることを記載している。 【11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項】参照

基準	項目	説明
<p>第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること</p>	<p>目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること</p>	<p>「『すべての世代が永く住み続けられるまち』の実現」、「『多くの人が回遊するまち』の実現」、「『また訪れたいと思うまち』の実現」の3つの目標達成に必要な事業を4. から8. において記載している。</p>
	<p>基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること</p>	<p>記載している各種事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明している。 【3. 中心市街地の活性化の目標】参照</p>
<p>第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p>	<p>事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと</p>	<p>全ての事業で事業主体は特定されており、4. から8. で、それを記載している。</p>
	<p>事業の実施スケジュールが明確であること</p>	<p>全ての事業等は、計画期間の令和4年度までに完了もしくは着手できる見込みであり、4. から8. で、それを記載している。</p>